

黨の多人數なればこれを悉く討み處せんとも穩ならず因  
 ての双方とも無事なるやうに處置せらるゝこと肝要なら  
 めといふ他の二侯も此儀尤も然るべし幕府にてもこれと  
 同意なるよしに聞けりてこれを賛成しければさらば何  
 れも意見同じさうへい速に江戸両屋敷へ申達し高田へも  
 早使にて告送るべしとて夫々へ達しあり本國への文にい  
 はく

- 一 筆ヲ入ル當十八日ハ父子様ハ列坐にて被仰渡ル趣
- 一 三河守様へ片山主水當分ハ守被仰付且此國の仕置も
- 可仕旨被仰付主水儀先ハ請仕
- 一 大藏殿儀先達て被仰出ハ通ハ仕置ハ構の儀ハ無用の

事

- 一 大藏殿ハ運枝の事ハ問心底み存念有之ハとも動ハ
- 出入如前可致ハ事
- 一 美作事隠居被仰付ハ唯今まで出入ハとどくハ家中の
- 面々憤を相止出入可申事
- 一 美作事逼塞不申中將様ハ三河守様ハ機嫌伺之儀遠慮
- 仕間敷事尤ハ目見等ハ罷出可然事
- 一 美作一家逼塞の体不宜思召ハ騒動以後ハ不致出入ハ
- 發駕の砌も道中へも以飛脚ハ機嫌不相伺何とやらん
- 事を構罷在ハ様ハ被思召ハ尤唯今まで遠慮の儀も可
- 有之ハ得共自今以後ハ左様の心底無之様可致ハ事
- 一 双方かやうに被仰付ハ上の彌ハ爲を存慎可申以後
- 騒動の儀於有之ハ逆意方と思召ハ由被申聞ハ事

一此上騒動の儀彌以有間敷い得ども猶又相慎可や若左様の儀於有之の只今迄は爲とや上の儀偽と成可や事一は家中の面々誰にのぎらず雖爲大勢は下知を背又の仕形悪敷いは公儀へ不及は憚可被仰付は右の趣大藏殿并美作惣物頭頭分へ細よ可や渡の由は意あは尤此書状不殘可被致披見の由被仰之は且は仕置の儀の追々可被仰渡は間左様可被相心得い

多賀谷内記

小栗右衛門

萩田主馬

片山主水

林内藏助殿

片山内記殿

これにて江戸兩屋敷も先の鎮まり高田もや、静謐に趣きしが美作一味の者のこれを見て打集ひ言合ひけるは大藏殿美作を押籠め我が心のまに仕置せんと思はれしかども幕府よりの命令にてそれもならず今いなまなる事を言出し面目なくぞ思はれなん彼人に一味の者の我々の役を奪ひ知行を滅しれを巳らが取らんとせしにさはならずして却て耻と招くのみにあらず主家の煩ひとなり主君の名までを世間お披露するに至れり見よ、彼等の不日に自滅するならんとて罵合へる中おも右近の近頃江戸へ赴き高田へ歸りけるが尤も主となりて人々に説きけるやう我ら此度江戸へ赴きし餘の儀にあらず幕府お

て美作を疑はるゝことゆらば幾度も辨解せんがためお往  
 きしなりまかるに幕府にては美作をば非分と思はれず却  
 て自から主家の爲めなりと唱ふるところの彼徒を逆意  
 る者なりと認められたり其故の家の中相結びて一紙連判を  
 なす事天下の嚴禁ありさるに九日の夜騒動に及びける  
 こと奇怪なりとて深く咎めあり此儀我ら確お聞及びたる  
 ゆゑ速に歸郷したるなり就ては各々より大藏殿へ差出さ  
 れたる誓書の速に取返さるべしさもあくは後日いなる  
 禍に遭はんも料りがたしと勸めければ輕薄の徒は右近江  
 戸にて委細聞届け歸國の上の説なり虚言のあるまじさら  
 ば一紙を取返さんとして大藏の許おいたり誓書を返された  
 しと請ふ者十數名あり大藏のこれ聞き大よ怒りてか孫

て各々より受取りさる一紙の頃日取纏めて江戸へ送りた  
 れば只今手許にゐしいづれ其旨をす送り取返すべしそれ  
 までの相待れよさてもく言甲斐あるさ人々のなといひけ  
 れば右の人々の其儀ならば據なしまのし一紙をば取返し  
 する分に思召いへとして立歸りける跡にて大藏の無念の顔  
 色にて表裏反覆常なき徒かなよとへ一命を棄るとも彼者  
 どもの不義をす立思ひのまゝにいたさんものをとて怒り  
 しろば勘定奉行吉田彦右衛門といへる者これ聞きおね  
 て懇意なりける石井某風間某の兩人を呼びよ邊ら一紙  
 を取返しに大藏殿方へ参りさりと聞けり彌々實説なりや  
 もし實あらば沙汰の限りといふべし就ては大藏殿も餘人  
 の姑く置き先づ誓書を取返したる者をもを命よかへて

も具申すべしとて怒られたるよしは邊らの如き定見なき者ハ武士といふべからず少くハ廉耻をも知られぬへも  
 し我らの忠告を聴き非を悟られぬハ我ら代りて大藏殿ハ謝し誓書返却及ばざる旨を申入るべしといへハ兩人ハ一紙取返しあハ主家の爲めよろしからんと勸むる者あるによりさらバと思ひ取返しあハ参りしなりされども忠告にて我らの非を知りたり何ぞ我ら又代りて罪を謝したまへと請ふ彦右衛門さらバ請ふて見んとて直に大藏の邸にいたり石井風間の兩人思違へるとありて一紙返却の儀を請ひたりされども右ハ全く人の勸めによれるにて今更其非を知りされバ誓書返却しに及ばず就てハ兩人の過にも赦したまはるべしといひしハ大藏聞て其非を悟ら

ハ我いかで咎に及ぶべき兩人おも心を安すべきよし傳へられよとて面を和ぎければ彦右衛門いそぎ家又歸り右の趣を兩人又語りこれより又兩人ハ大藏方の者とぞなりぬける

越後騒動根源記に大藏の方へ誓書を取返しにゆきたる者の事を記せし中に左の一條ありこゝに抄そ爰ハ豊島某とて役人有り町人の子成一が仕合よくしてへあがりける一紙取返しに参る程ならバ逆意方といはれ自然逆意かた悪敷時ハのがれがたし又美作本の如く被致仕置バハ爲方といふとも美作に悪敷被思ハ大事ありとやせん角やせんと案しけるが急度思ひ出して大藏殿式臺へ参り日外差上ハ誓紙返却し被成由及承取に

参り申しと言ける取次の入申ける此方より返し申といふ事いはず取返しに被参りたへ返し貴殿一紙取返しの人數にほ入い哉と申ける其時某申様扱の承達にて座に一紙皆々返し被成いと承い間左様にいはい請取可申と存参い此段必々被仰上被下間敷いと申て歸りけりそれより美作方の者の方へ参る唯今一紙取返しに参り其段申断い拙者儀美作殿方にて座いと申ける云々さて美作思ひける正月九日の夜我智畧にて家中を騒動せしめ其時泰然としてゆりしを以て幕府にても逆意なき者と思はれしなり今又一騒動を起し我此度も動かすしてあらば幕府にては主家の爲を思ふ者なりと申す一認めらるものならんと考附さければ一味の者どもと示合せ

町人百姓を勸め入れ種々の虚言を唱へて人心を煽動せしが其中なる一人が美作に土火をうづめ置き烈風の日を待ち火を放たん企ありと言觸れしか市中の者のこれを聞き是の情なき事どもかあるもし其土火とやらんに火をかけるば高田の一時に焦土となるべし用意するに如くいなしとてひそかに近き村々へ財寶を運び妻子を預くる者夥しとて或る日美作の長屋あ住みける者人に語りて今夜美作殿の屋敷に於ては火を放する、筈にて我々に立退けよとのとあつは是れより城下を離れよる所に赴く積りなり美作殿にいかなる心にや其火中にて切腹せらるる覺悟ありと聞きしが最と痛しきとにぞゆると誠しやか語りければ人々の聞傳へてさて此程よりの傳實正あ

り早く道具を持って立退けよといふ程こそあれ甲町より乙坊に傳へ乙坊よりそれへと語りつぎ市中の騒動の鼎の沸くが如くなりければも流石に藩士等の又美作が策畧ならん先度に懲りて騒ぐことなれどて一人として驚く者なかりければ美作も此度の案に相違して快々として在りけるどぞかくて大藏の番頭使番等を召寄せて今度誓書を取返したる者あると又市中に流言ありて騒擾しけるは是れ皆逆意の者どもの所爲あり此儘いそぎ江戸へ注進すべしとて多田番右衛門といふ者を遣しける此時人々の番右衛門に向て運江戸に至らば委曲に言上せらるべし此度誓書を取返したる者どもの訖度科に處せられざるふ於て我々も切腹をゆるさるゝの又暇を賜はるか二ツの内は

允しゆるべしもし二ツともには允しなきに於て我々も速に自家を開くより外なし主家の爲を思ふ者も逆意を狭む者も一ツにせらるゝと遺憾の限りなりといひしかば番右衛門我いかで疎略に扱ふべき心安かれとてやがて國許を出發し日を経て江戸に着しければ主馬に面會して右の趣をくはしく告げしとぞ  
 此の誓書を取返しよる事より人心大に擾れたる事諸書に見ゆるが今其一二を録せば田中某といへるは足輕二十人の頭なりしが是れも誓書を取返したるにより組の足輕等集會して我らの頭逆意ある者に組みしたるは武士の道にあらずかゝる頭に従ふこと恥辱なりとてやがて中山外記の方へいたり此旨を告げしかば汝ら

すす所一理ありとて月番の頭に從ふべきよし令せしか  
バ右の人々の大に悦び月番の物頭の下に屬しけるとぞ  
又中根某といふも飛脚の頭なりしが是れも摺書を取返  
したるより飛脚の者ども服せず相役田中喜右衛門の手  
に隨ひしとぞ尙ほ是等の類多く見わたり  
(以下次編に載す)

○由井正雪丸橋忠彌の實説拾遺 (三十八編の續)

其夜烈風甚しかりしかば増上寺の諸番所に警吏を増し又  
大門の成門涅槃門赤羽根柵門の四ヶ所の出入を嚴密に取  
調べ火消役をはじめ諸藩の火消勢市街を巡り非常を戒む  
ること最嚴重なり同夜寅の刻前までに諸方の手配全く整

ひけれバ貞清元勝の兩奉行自身にて與力同心を引連れ増  
上寺門前町二丁目三宅平六土岐與左衛門が宿所へ押寄せ  
不意に起りて平六上下二人と捕縛をえあるに平六の前髪  
あり大に抗戦して貞清が組同心笹岡源左衛門に深手を負  
せぬ此騒ぎにまぎれ與左衛門の脱走してまばらく跡を匿  
せり戸次庄左衛門林戸右衛門藤江又十郎の三人の芝札の  
辻に宿所あり兩奉行の直に札の辻に至らんとする途中ひ  
そかに三人向ひ來る者ありしが其同勢の多人數なるをや  
怪みけむ各々軒下を潜る來る体なり其時一人後の二人よ  
りの三十間ばかりも先だて歩を來る是れ即ち戸次庄左衛  
門なり與力大に訝かりて何者なりやと問ふに其者阿部豊  
後守の家人なりと答ふ與力かさねて執政の家人にて何の

故に我が同勢を見て匿れ恐ぶ体めて歩行するや其答甚だ  
 烏亂なりと詰る其間み與力同心追々進來るを見て其者の  
 早や是れまでとや思ひけん忽ち一刀を抜き切てかゝる同  
 心等の心得たりとて走りよつて十手を以て白刃を凌ぎ難  
 なく搦捕りしかども何者なるを知らず戸右衛門又十郎の  
 此体を見て遁れんとや思ひけん引返して立去んこそるを  
 元勝が組の同心橋本喜兵衛一番に走寄て組留んとす戸右  
 衛門の腰刀を抜き一刀にこれを斬伏せたれども自餘の同  
 心彌が上に組つきて竟に生捕りぬ又十郎も亦前髪わり戸  
 右衛門の生得強方にして撃劍の業もすぐれされば多勢  
 を相手にして戦ひ真清が同心六人元勝が同心二人お手傷  
 を負はせしが其中三人の殊に深手なりまかれども與力同

必の少しもひるまず劇しく戦ひ戸右衛門が刀を持てる手  
 を十手にて撃ちしかば刀を取落せしを隙もほらせず組付  
 て竟に纏もてこれを縛しぬ因て兩奉行の同勢と纏めて立  
 歸り翌日末明に増上寺なる忠秋が宿坊に至り戸次林藤江  
 三宅の三人を捕縛すといへども土岐一人を逃したりと事  
 の頼末を告ぐ忠秋の兩人の勳功を賞しやがて此旨を同列  
 お報すかくて貞清元勝の信綱が屋敷にも至り昨夜以來の  
 事を具申し囚人の假に奉行所お置き警固するよしを述べ  
 ぬ信綱のこれを聞き登城して同列の來るを待ち四人縛に  
 就きし趣を語り事忽せにすべきにあらずとて即ち寺社奉  
 行堀式部少輔直之安藤右京之進重長松平出雲守勝隆及び  
 大目附井上筑後守政重兼松下總守正直町奉行貞清元勝等



に其糺明を命し同十四日評定所に於て戸次林以下を引出し逆謀の主意と黨與の姓名とを糺問を戸次等最初の白狀に及ばざりしかども訊問嚴しければ包むによしなく遂に徒黨の姓名を白狀する中に氷野美作守勝俊が家人石橋源右衛門といへる者も徒黨の首領なりといふ因て先づ勝俊に内旨を達し逐電せざるやうなさしむ是時勝俊の備後國福山の城主たり源右衛門の其家人にて三百石を領し父の去年死して弟又十郎と同居す又十郎の前髪なり勝俊兄弟を取籠め置きて上裁を待つ是日同心兵右衛門を捕縛せしとき一二の手を争ひ是非分明あらず貞清同心等を集め各々其取附たる所を言はせ書どめしめたる後貞清兵右衛門に向ひ汝を捕へし時同心ら一二の前後を争ひ更に決むる

所るし汝の體のいづれに取附さる者一番なりやと問ふ兵右衛門聞て事急ありしかばいづれを一番なりとも覺は知らずたゞ一番に鬚を捉られしために進退心にまかせず殘念ながらやみく生捕られたりと答ふ貞清その鬚を捕りしハ余が組の同心小牧市右衛門なることハ最前銘々より具申せし筆記中み詳なるとして遂に一手の市右衛門と決し夫々褒美を與へしといふ又忠秋が屋敷にてハ山本兵庫を固圍に籠めおき其留守宅に藩吏いたりて反逆の書類わらんとて探せども然るものもなし兵部ハ甲州武田家の士山本勘助入道が孫よて兵學の師範をなすものなり又同十六日増上寺裏切通ふ自殺せる者ありていまだ死亡に至らずとの注進あり因て檢使至りて其者の創を檢するに深手

ながらも氣息尙ほありければ外科をして治療を加へしむ  
るお是れ即ち去る十四日の曉逮捕をのがれ一時逡電せし  
土岐與左衛門あり與左衛門一とびの還れしかども探り索  
めらるゝこと嚴しければ遂に身を置くに所なくかく切腹  
又及びしなり時に一首の辭世を遺せり  
立歸る烟とおあし世の中を

名あかへん身のをしからめやの  
さて檢使來りて右の如く治療を加へしかども創急所にて  
竟に死しければ其骸の鹽漬として獄舎に置さぬ又元内藤  
石見守信廣が家士にて當時浪人吉田彦四郎といふ者石谷  
貞清が役所あたり某の戸次庄左衛門が兵學の門人あり  
彼の叛逆の事ハ努々知るにゆらねども師弟の因あるを以

てもし嫌疑あらんも計りがふければ此旨を屈に及びかく  
なりと訴ふ又幕府旗下の士中根大隅守正仲が元家士當時  
浪人茅野谷源右衛門及び元松平越前守光通の家人當時浪  
人矢田五右衛門も共々神尾元勝が役所よりいたりて徒黨に  
いあらねど年來庄左衛門と友たれば後日不密のあらんを  
畏れ豫め屈に及ぶ旨を申出づ右三人の逆徒にあらすとい  
へども一件の明白に及ぶまでの假りに押籠められぬかく  
て同十九日戸次庄左衛門林戸右衛門藤江又十郎及び石橋  
源右衛門山本兵部等を評定所に呼出し大目附諸奉行立會  
ひ一應吟味するに各々白状せるところ蛆齷あり因て庄左  
衛門と源右衛門とを對決せしむるに庄左衛門先づ源右衛  
門に向ひ今度逆謀の主本の足下あり最初此儀を言出せし

より互に討論の尽したれども到底足下の説も服して同意  
 二に及びしるるされば足下を以て首領なりといふに  
 以て別議あらむやといふ源右衛門今足下が言ふところ全く  
 虚妄なりと辨しさて奉行に向ていふ某弱冠より兵學を好  
 み壯年にいたり其蘊奥を極むるを以て兵學の教授となれ  
 り故に戸次林士岐藤江等の輩常々來りて法を問ひ某を師  
 と仰げり其教授の法といふに城地の圖をひらき先づ要害  
 を説き功守の得失ふつき一己の勘辨より諸人の覺悟を問  
 ひ何程の城を攻るゝ何程の人数を以てせば功を奏とべ  
 きやと問へば門人等各々其意見を述べこれをもて其人の  
 自然な兵法に上達するを以て常とせり故に議論囂然とし  
 て四隣を驚かすに平日の事なりとあるに戸次等去る頃私

宅に來り兵談の序に目今の如き靜謐なる世を亂す術あり  
 やと問ふ某其問條の意外なれば心中に疑念なきにもあら  
 ぬと答ひべきの言もなきを以て抑も兵法の極意の撥亂反  
 正を主とて東照宮諸國一統の後一時大坂夏冬の兩陣近く  
 島原の一揆征討の事ありといへども元來烏合の徒の蜂  
 起なれば忽ち一戦にして敗北す是れ邪を以て正を討つ  
 理なればなり兵法の治に在て亂を忘れざるに勿論なれ  
 どもよく順逆の大義を守り正直清廉の理を以て國民を統  
 馭す是れ兵學の大本なり登に靜謐の世を亂その軍法あら  
 んやもし其法ゆらば無法の軍法なりと答へしに戸次又推  
 返して譬へば祖先の讎敵あらむ其者一時の僥倖を得て  
 一國一郡を領し或は天下を攝理する者ともならんにこれ

に讎を報するをも不義なりとせんやといふにより某又君  
 父の讎の俱に天を戴ふすとの古語もあれハ臣子の身とし  
 て讎をそのまゝに置くの忠孝を知らざる者に似たれども  
 今聞く所の如きハ一國一郡を領し或ハ天下を攝理するの  
 威權ある人を容易ハ祖先の讎なりとてこれを報すべき術  
 知らむや所謂燭斧の拙策にて世人の物笑とあらんハ眼前  
 なりされども強ひて事を擧げんとあらハ謀をめぐらし世  
 人ハ疑念を懷しむるお如かずといひけるハ戸次かさ終て  
 世人に疑念を懷しめんとするにハいなる術ありやと問  
 ふ某これに答へて其術なきにあらず譬へハ同志の者一二  
 百人もあらハ讎たる者の城下に散在し百ヶ所にも二百ヶ  
 所にも宿りの跡を時日を謀し合せて一時に火を放たハ人

必ず叛逆の徒か又ハ一揆の起れるならんと思ふべし其時  
 に至らハ城主に恨ある者も機に乗して叛き又ハ眞の一揆  
 も起る事あるべしか、る騒亂ハハたらハ祖先の讎を報す  
 る事もあるべけれども是ハ議論上あてハ容易に似されど  
 も實地に當らハ行ふにかさく且治を亂す者ハ叛賊の名ハ  
 免れがたし武士ハ名を惜むを第一とそ努々ハ陳忽の舉動あ  
 るべからず今ハ邊陲の地に至るまでも將軍の權威ハ服し  
 世ハ泰山の安さあゆれどももし亂さんとするにハその策  
 ハたゞ人心を疑はしめハ自然と不和する者も出來て竟に  
 志を遂るの時もあるべし治亂ハたゞ人心の不和にあり  
 兵書にハはずやつとめて英雄の心を攪ると是れ人心の和  
 を以て兵ハ堅固あらしむるの教なりと説示せしに戸次ハ

はく先生の説誠にあらう今何をかつ、まゝ同志相謀て一舉せんと欲すれども軍資乏しければ遷延して今日に至りし後をうがひ近き邊に潜伏して烈風の日を俟ち風上二三ヶ所より一時に火を放ち焼立なれば寺中の騒動せん味同必の輩に分與へ軍資に供すべし且山内に火移りと聞あは執政必ず出馬すべければこれを愛宕及び其外便宜の地に待伏せ鉄鉋を以て狙撃つに於ていたやそく事を遂ぐ

べしとの密謀を企するが其黨與の連判の如しと懐中より一卷を取出して某に示せり其時某確かの視認めざれども其徒凡そ二三百名もあらんと覺えぬ其時戸次の某にも判形を加ふべしと動むるにより某心中大におどろき是の容易ならざる一大事を企たるものなもとより烏合の小動なれば事成るべきに何らねむ苟且にも世を亂さんとの企恐るべしと思ひければ戸次に向ひ是の覺ゆる戯言の恐れあり今淺墓ある謀を以て世を亂さんとするの火薬を貸ふて火場に臨み石をいだきて深淵に入るより危し各々見ずや去年正雪徒黨を企しりども訴入ありて忽ち忠彌を始め黨與數十名捕縛せられ正雪の駿府にて自殺し自

餘の者の嚴刑に處せられ長く臭名を後世に遺すに務らず  
 や前車の覆るの後車の誠なり相かまへて無益の戲の詮なき  
 事なりと誠めし又戸次林の兩人某の語より人に大事を  
 語らせ今又いたり同心なきの奇怪あり世を亂すの謀の師  
 の口より出るまでの言出せしものなしまかる上の師を徒  
 黨の張本なりといふとも誰の非理とせんや異議なく判形  
 あるべしたとへ判形をなさざるも其計策を授けられし  
 うへの同類の免るべからずとて某に迫り否といはゞ即坐  
 に刃傷にも及ぶべき面色なるゆゑ先づ事を穩便になし後  
 日爲方もあるべしと思ひ免もかくも連判を熟覽せしうへ  
 後日判形を加ふべしといふをりら主人美作守より急用  
 ありとの召使來りけるゆゑ今日の間かる、如くの主用に

て出仕をいそげば何れ他日よ少談すべしと言捨て出行き  
 ければ戸次等の其日の其儘にて歸りたり其後兩三度も來  
 りたれども留守と稱して出會えず是れ今日までの顛末に  
 てそこしも偽りかざるにあらずと述べ信綱聞畢りて庄左  
 衛門に向ひ今源右衛門がすそ所の虚實いかゞと問ふに庄  
 左衛門只今源右衛門がすそ所に一點も相違なしといふ信  
 綱のさねて汝等が源右衛門の宅に携へゆきし卷物に數百  
 人の姓名ありし何者なりやと問ふ庄左衛門其姓名のも  
 とより源右衛門を徒黨に引入るべきため詐り作りしもの  
 にて外に荷擔の者あるに務らず源右衛門判形の加へざれ  
 とも世を亂すの計略を授けたれば主謀といふも理なきに  
 務らざるありといふ信綱又源右衛門に向ひ此儀のいかゞ

と問ふ源右衛門世を亂すの策の彼徒に謀叛の心あるを知らざる以前の一座の兵學上の論説にて密謀を知りて同心せしにあらざると答ふ忠秋側より源右衛門が申白も偽る所なく始終明白なるの甚だ神妙なりまかるも徒黨に同心せざりしならバ何とて其趣を主人の告げざるや然らバ同心なりといふこれたりとも通るべき言はるべからずといふ源右衛門は詞のさる事ながら主人は密告するの訴人の体にて心中安からざる所あれば其儀に及ばざりしありと答ふ忠秋はとくかねて汝の才學ある者にて兵法にも長しふりと聞きしにたがへさての愚昧甚しき者あり凡そ私怨を以て人の非を告げ罪を誣ふる如きの訴人の愧もそべし天下の治亂に關する一大事を聞きながら訴へざるの

不忠なりとて一旦徒黨に加はるとも先非を悔て訴ふる者の其罪を免るのみならず却て天下に對して大忠節の人ありまかるを苟くも譜代の家の臣下として天下の亂はらんとするを聞き僅に訴人の名を厭ひて主人を告げざるの身を思ふに厚く主を思ふに薄しといふべし汝平凡の者なりせば其辨なしともいふべけれども苟くも兵學は師のるの身を以て是等の理非を知らざることいづるべからざるよろしく汝が心に問ふて其罪を知るべしと説破せしむる源左衛門理ふ伏して一言の答もなし次に信綱山本兵部は向ひ汝庄左衛門等が徒黨なりやと問ふ兵部いへらく庄左衛門等に加擔の勿論其逆謀の有無をだに知らず一日戸次庄左衛門林右衛門土岐與左衛門の三人私宅へ訪來り面

會を請ひしが折節客來ありて請ト入るべき歸もあければ  
 玄關ふたて面接せしに庄左衛門懷中より封印したる巻物  
 体の物を取出一某に一見の後姓名に判形を加へよとて渡  
 そ某其故を問ふに庄左衛門委曲の書中に詳なれば繙閱し  
 て知るべしといふ某今の客來にて披見するの暇もなきゆ  
 るかさねて持參ゆれどて返せしに庄左衛門然らば此儘預  
 け置くべし閑暇の折熟覽ゆるべしといふ因て某の右の品  
 を立關ある鞍箱の上あ差置しに庄左衛門見て是の一大事  
 にて身の安危にも係る大切の巻物なり等閑にとべからず  
 といひて立歸れり元來彼等いかなる大切の物を携へ來り  
 しやを知るべきならねば深く心にも留めず來客の混雜に  
 まぎれそのまゝ、鞍箱の上の置て再び思ひも出さざりしに

中一日を隔て右の三人再び來りて面會を請ふこと前々日  
 の如し留守の旨を以て面接せずのねて入來あらば渡そべ  
 しと申付置たるよしを述べさせそれまで猶は鞍箱の上に置  
 きける封したる巻物を返しされば其巻中あつていかなる事  
 を書き載せしやを知らずと答ふ信綱庄左衛門あ向ひ只今  
 兵部が申す所實否いかありやと問ふ庄左衛門いはく申  
 す所聊も偽なし彼が其中を見ざりし印封すこしも異な  
 ることなきにて明なりされども兩三日留め置たればいか  
 してひそかに見しやも料りがたし其書に兵部が姓名を  
 書載せ置しを以て兵部も同意なりと訴出しなるべしと答  
 ふ此時忠秋兵部に向ひ今汝が申す所明白あ似て明白なら  
 ず他人のわざと携來りし物を何の疑ひありて披見だませ



ざりしやと問ふ兵部答へて其事心中あて深く怪しむと  
 ころあるを以て披き見ざりしなり苟且にも人の姓名を  
 載せ花押を請ふ者の先づ其事の由を語るべきにさへなく  
 事の仔細の悉中にもありといひて説明さるのみならず某  
 が鞍箱の上に置きしを見て一身に係る大切の書といひ  
 し等彼是れ不審なるよつき披見だにせざりしなりと答ふ  
 忠秋かさねて汝心中に不審を懐かばなどて我に其事を告  
 げざりしやたとへ書の見せずとも仔細を告なば一身の潔  
 白の立つべかりしを疑ふ心あるを主にも告げず今日法  
 庭の私問に預るの譜代藩臣にゆるましき所行なり譜代の外  
 様大小名の摸範なるに其家人中にかゝる等閑の心得の者  
 ありと沙汰せられなばひとり忠秋が耻辱あるのまにあら

ず譜代諸家の耻となるべしたとへ其事由の知らずとも罪  
 の輕さあらずと譴めしかば兵部の一言もあく畏縮して  
 扣へけりかくて徒黨の加判三百人もあらんとこの事あるに  
 より拷問數度及びけれどもその全く人を勸むるの一計  
 にて別に荷擔する者なきよし知れければ糺問もこのに於  
 て終りぬ抑も此の企の原因のねて庄左衛門等の去年刑  
 に處せられし正雪忠彌が殘黨にて其時の追捕に漏れしが  
 尙ほその志を繼んとてかゝる謀に及びしなりとぞ十三  
 日より十九日まで一七日間にて一件落着し罪科相定りし  
 かば同二十一日刑罰に行はる今度の謀叛正雪等が科に異  
 ならねば其罪從類及びすべしとて元松平但馬守知乗が  
 家士當時浪人戸次庄左衛門元真田内記信政が家士當時浪

人林彦右衛門が弟にて同姓戸右衛門元金林長門守頼重が  
 家士當時浪人三宅平六去る十七日芝切通に於て自殺せし  
 土岐與左衛門が鹽漬の死骸及び石橋源右衛門以上六人淺  
 草あ於て隙に行はれ町醫師土岐養仙加藤右馬助(六歳)長島  
 一學源左衛門弟又次郎刑部左衛門孫(五歳)以上五人の同所  
 に於て斬首せらる山本兵部の分疏白明にて無罪なりとて  
 其主忠秋の家來に引渡されしに忠秋の兵部が處置大義を  
 知らざるものにて不忠至極なりとて同日麻布下屋敷にお  
 いて切腹せしむ又逆徒の父娘兄弟等に遠國に在る者の其  
 領主に令して江戸へ護送せしめ是等の十月十日までに一  
 同着せしかば同日淺草に於て悉く斬首せられ其外親類  
 縁者等の一時主人あるの其主又主人なきの名主五人組等

阿古屋といへる者の京都の遊女なり此者の事の諸書にも  
 阿古屋  
 ○遊女の名高き者數十人の實説

よ預けられしものどもいづれも幾程もなく放免せられ事全  
 く終りたり此事ゆりしより彼の二本復なる上行寺中の石  
 橋鱗が墓を謀叛人の父の墓所なりと唱へしをいつしか丸  
 橋と石橋と訓の相似ざるを以て誤りて忠彌が骸を埋めし  
 地ありといふ者ありしを一犬虚を吠て万犬實を傳へ遂に  
 俳夫らまでが石燈籠を建るに至れるなり謬傳の人を感は  
 すの珍らしからねど是等の亦甚しきものといふべし

(をとり)

載せすたゞ此者のありしといふ証に今も京都五條坂のやどり又阿古屋の古蹟ありて現に其名を負へる樹木等ありされどもさまで古き遊女ありてはるべからず彼の長谷川千四が享保十七年境浦兜軍記を作れる時景清の事に取合せしゆゑこれを實事と思ひ源平頃の遊女なりと思ふの非なり千四の其頃世人の能く知りたる遊女あるゆゑ其名を假りしやでならん

總角

此者の名の古き吉原細見に載せたるもの多し一人にあらず同名の者數人ありしと覺ゆ且數代名を襲ひし者もあるならん此中尤も名高きの寶永年中の者なるべし彼の助

六の狂言に作れる此の寶永年中の者なり事二編(助六實説の條下)に記せり其外諸書に載せたる趣も多けれども大抵の信けがふけれは取らず右の外演戲小説等に遊女の事を作れる者多しといへどもたゞ名を假りしまでにて事蹟の附會お出たるもの多し多しおれは一々その名を擧げてこれを辯せんも煩きお堪へねば零しぬ

(をばり)

○柳生二益笠の實説 (三十六編の續) 扱但馬守宗矩又男子三人あり嫡子を十兵衛宗三といひ次男を飛騨守宗冬といひ三男を刑部少輔某といふ父宗矩卒

して後宗三宗冬み領地を分ち賜ふ宗三慶安三年正月二十一日に卒して子あければ宗三に賜ふ所(八千石)を宗冬も賜ひ宗冬が領せし所(四千石)を刑部少輔も賜へり宗冬大將軍の師範となり兵法を傳へしかば所領を加へられ一萬石となりしが延寶三年九月十九日に卒しぬ是れ但馬守父子三人の畧傳なりさて彼の十兵衛若き時偽阿呆となりて弟に家を譲らんと欲せしと演戲講談等あて作れるハ宗三宗冬二人少年の時諸國を遍歴して兵法を學びしといふ事世に傳ふればこれを原據として彼事をバ作出せるならんされども偽阿呆の事なれば素よりあるべきとも思はれ餘ハ虚誕なること論するを俟たず

(をばり)

○名高き男達ども數十人の實説 (三十四編の續)

居首甚兵衛

小八郎兵衛

てくなひ庄五郎

右三人ハ唐犬組

よて頭だちたる者なりしよし

後日本橋に晒物とありたりしが三人ども白無垢ハ黒羽二重定紋附を着し仕置よなりしとゆ

右の外唐犬組ハ唐犬與兵衛(後に市右衛門と更む)唐犬

三右衛門ハひやう庄左衛門なといふ者ありしよし

かみなり市右衛門

男達の事をかきたる書に其名ハ見えたれども事蹟詳なら

す

だるま十兵衛

氏を川村といふだるまの異名なり或る芝居の坐元幼年  
 につき後見せしが本町邊の或る商人右の座元に金を貸す  
 べき約束をゆゑし置き其期にいたり違變しければ十兵衛  
 立腹して我が腹へ脇差を突込みけるゆゑ右の商人おどろ  
 きて金を貸したりといふ十兵衛後大坂へ赴き又芝居の手  
 代となりしが異名を智略浪人と呼びしとぞ  
 右の外演戯及び小説等又作れる男達といふ者多しといへ  
 ども多くは憑虚の人物なり又右に載せたる者どもを始め  
 眞又其人ありしも事蹟の多くは後人の附會せしなれば信  
 すべきもの極めて少し

(をばり)

○常磐は前の實説

附大藏卿長成卿及び彌平兵衛宗清の事

三十五  
 常磐の事頗る人口に膾炙すといへども小説演戯等のさめ  
 に誤られて兒女子に至ては其實傳を知る者尠し殊に義朝  
 敗るゝの後常磐三人の子を抱き漂泊して雪中伏見里に至  
 りしを彌平兵衛宗清これを捕へて清盛の許に送り而して  
 其助命を請ひしが其三人の子は即ち頼朝範頼義經なりと  
 むふが如き大なる謬りなり是時常磐の携へて逃れしに  
 全成義圓義經の三人にて頼朝範頼の二人は此中に在らず  
 抑も常磐の實傳の平治物語に見えたるが其要を摘みて記  
 せば常磐の舊近衛天皇の皇后に仕へ奉れるものなり皇后  
 の初め入内したまふ時其父太政大臣藤原伊通公侍御を選

まれしに常磐最も姿色ありといふ常磐後源義朝に歸ぎ  
 て三子を産めり長を今若といひ次を乙若といひ次を牛若  
 といふ平治元年義朝藤原信頼より組として兵を擧げ軍敗れ  
 て死せしかば常磐右の三人の子を連れ大和國龍門の里に  
 匿れり清盛常磐子を携へて逃れしと聞き百方これを捜  
 せども捕ふるを得ず因て常磐の母を捕へて其行方を問ふ  
 こと嚴なり常磐これを聞き大に悲み自ら六波羅にぬた  
 り泣て情を陳べ願くば妾と子供とを殺して母をば救した  
 らへといひければ清盛これを不便におもひ且つ常磐の色  
 美きを悦び三人の子どもも命を助くべしといふ一族敵  
 の餘類を赦すの悪しかるべしとて争ひければ清盛聽か  
 ずして曩に己に兄頼朝を赦せり今其年長けたる者を免し

て其幼き者を殺すの甚だ謂れあしとて遂に其死を宥し常  
 磐を納れてこれお私したりぬあくて常磐の清盛の胤を宿  
 して出産せしが是の女子なりき常磐其後清盛の寵衰へし  
 かば出て大藏卿藤原長成卿に嫁き今若乙若を以て僧とな  
 し牛若をば鞍馬守に登せり此牛若といへるの即ち義経よ  
 て今若の全成乙若の義圓あり全成義圓の共又僧といなり  
 しかども頼朝兵を起そに及び兩人ともこれに屬し全成の  
 建仁中頼家のために殺され義圓の平氏と尾張國洲股河に  
 戦ふてこれに死せし(全成義圓の事)東鑑平家物語を參取  
 そ)是れよて常磐の携へるの頼朝頼朝頼朝ふあらざること明  
 らかなり且頼朝頼朝頼朝の母の常磐にあらざ殊に頼朝の其父  
 義朝の敗死せし時に年已に十三歳にして自ら陣に出

て戦ひしなればいかで常磐と俱に逃れむや是の義朝の子  
 多き中に頼朝頼義頼朝の三人名最も高きを以て常磐の携  
 へて走りしに即ち此三人なりと附會せしなるべし演戲釋  
 史等よの此類めづらしからぬとなり又彌平兵衛宗清が常  
 磐を助けしといふも甚しき妄説にて宗清の常磐の事より  
 聊も關係なし是の頼朝保元の戦ひ父義朝の軍敗れ近江國  
 より走り父兄と相矢ひまばらく土豪の家に匿れ明年美濃國  
 青墓にゆき又去て東國に赴きける道にて平宗清(彌平兵衛)  
 のため又虜にせられ六渡羅ふ至りしを清盛命して即ち宗  
 清の家に拘へしむ宗清これを慰み清盛の後母池禪尼に就  
 て死を宥されんことを請ひしに尼も亦不便に思ひ清盛に  
 説くこと切なりしかば頼朝遂に釋されて伊豆又流されし

事ゆり此事を原とし頼朝を常磐の子とするより宗清常磐  
 を救へりと傳會せしなりされども常磐の命を助かりしに  
 前に述る如く清盛自ら宥せしにて決して宗清の請によ  
 れるにのあらず今あるべての人の義経も宗清のために救  
 はれしと思ふの彼の淨瑠璃などよ作れる趣を實事ありと  
 思誤るより起れるならむが前に記せる事共をよく讀味ひ  
 てその非を語るべし

明治十五年三月二十日御届  
同年七月十二日發行

(十五錢)

編輯人 新潟縣平民

村松操

神田區佐久間町  
二丁目十一番地

出版人 東京府平民

月誠

京橋區南鍋町一  
丁目七番地

發兌元 東京南鍋町一丁目

兔屋誠

大賣捌所 大阪唐物町三丁目

同支店

東京三島町

同 山中市兵衛





